

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催方法	時間
令和6年1月30日（火）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分

※令和5年12月の開催はありません。

2 年未年始の業務対応及び令和6年1月の受付日程について

◆◆年未年始の業務対応◆◆

令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水）まで年未年始休暇となり、自治会館は閉館のため問合せ対応はできませんのでご注意ください。

令和5年12月審査分の返戻等通知の送信、郵送は以下のとおりです。

・伝送請求事業所：令和5年12月27日（水）夕方送信予定

・磁気媒体・帳票請求事業所：令和5年12月28日（木）発送予定

※返戻到着後は、問合せが集中することにより、電話がつながりにくくなることが想定されますので、本会ホームページに掲載の「介護給付費請求明細書及び支給等に関する照会票」によるFAXでの問合せにご協力ください。また、本会ホームページに「請求明細書、給付管理票返戻（保留）一覧表」等の見方、対応方法等を掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

◆◆請求受付期間◆◆

1月請求分受付日程		1月1日 （月）	2日 （火）	3日 （水）	4日 （木）	5日 （金）	6日 （土）	7日 （日）	8日 （月）	9日 （火）	10日 （水）
請求 方法	インターネット伝送 （24時間受付）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵送・宅急便	△※1	△※1	△※1	○	○	×	×	△※2	○	○
	持参 （1～3日、6～8日は閉館）	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○

※1 1～3日は閉館のため、受け取りは4日以降

※2 普通郵便は配達が行われられないため受け取り不可

3 請求明細書と給付管理票の主な返戻事由と対応について

本会では、審査月の翌月初旬に「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の通知を送付しておりますが、その中でも問合せが多い事例について掲載しますので、参考にしてください。

なお、本会ホームページに一覧表等の見方、対応方法等を掲載しておりますので、お問い合わせ前にご確認ください。

【共通項目】

エラーコード (備考欄)	内容	返戻事由	対応方法
12PA	市町村の認定変更が未決定	受給者台帳の要介護認定等について、「変更（更新）申請中」である。	該当保険者に連絡する。変更（更新）申請が確定し、受給者台帳に登録したことを確認のうえ、再請求。（要介護度等が変更された場合は正しい要介護度等で作成。）
12PO	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	受給者台帳に当該保険者番号・受給者番号が存在しない。	受給者証を確認し、請求が正しいければ該当保険者に連絡する。誤った番号で請求していた場合は正しい番号で再請求。

【介護給付費明細書】

エラーコード (備考欄)	内容	返戻事由	対応方法
AEFO	市町村認定の利用可能日数超過	当該月に利用できる日数より、サービス実日数が多い。	利用者の認定日や喪失日を該当保険者へ確認し、正しい内容で再請求。
AEFA	集計値がサービス実日数超過	明細情報の日数回数が、サービス実日数を超過している。	明細情報の日数回数と、サービス実日数を確認し、請求が誤っていた場合は正しい内容で再請求。
ANN4 (AN04)	過去に同じ請求明細書を提出済 (AN04 は総合事業費)	前月以前に介護給付費（総合事業費）を請求し支払が完了されている請求明細書が提出された。	誤って請求したものでないかを確認する（利用者の保険者番号・被保険者番号の誤入力も含め）。一度請求した請求明細書の間違いに気づき訂正するために再請求を行いたい場合は、保険者に取下げ（過誤）の依頼をし、取下げが完了してから再請求を行う。
返戻	① 給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください ② 給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください ③ 給付管理票の計画単位数が請求書の計画単位数未済であるため、支援事業所に確認してください		支援事業所に連絡し、請求内容と給付管理票の記載内容（左記①～③の内容）を確認する。請求内容に誤りがなければ、支援事業所に給付管理票の修正を依頼する。請求明細書は返戻となっているため再請求が必要。
保留 or 返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても給付管理票が返戻されている。	支援事業所へ連絡をし、給付管理票を国保連合会へ提出するよう依頼する。 保留：給付管理票が正しく提出された審査年月で再審査が行われ、正当であれば支払が行われるため再請求は不要。 返戻：保留期間（2 か月）内に給付管理票が正しく提出されなかったため返戻されているため、再請求が必要。
返戻	サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	当月審査に突合せさせる給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても給付管理票が返戻となっている。	「返戻保留一覧表」で給付管理票の返戻の有無を確認して、給付管理票のエラーを解消したうえで再提出を行うとともに、サービス計画費の再請求を行う。

令和5年12月審査分の支払日は1月30日（火）、令和6年1月審査分の締め切りは1月10日（水）です。
 なお、受付日程、12月審査分の返戻通知等の送信・発送日は、表面「2 年未年始の業務対応及び令和6年1月の受付日程について」のとおりです。